

多文化社会への模索とその困難点

—— スウェーデンの現実に学ぶ ——

見 玉 克 哉

要旨 スウェーデンは第二次世界大戦以降、総計百二〇万人もの移民を受け入れ、彼らの文化的アイデンティティに敬意を払う政策を作り上げた国で、多文化社会の建設という点からみて最先進国といえる。スウェーデンの移民政策は制度としては、文句のつけようのないほど素晴らしい。無料のスウェーデン語講座、移民の子供への母国語教育制度、給料制の職業訓練学校、移民村制度など、様々なシステムが整えられている。しかしながら、最近になって移民とスウェーデン人との間の摩擦が論じられるようになり、新しい社会問題としてクローズアップされるようになってきている。

この小論文は、「未来への実験国」とまで称されるスウェーデンでの移民政策の先進性に注目しながらも、さらに一步踏み込んで、よりソフトな側面、つまり移民政策の実際の適応、及び移民とスウェーデン人との交流・接触における問題点を明らかにすることを目的としている。1991年に春、夏二回に渡ってスウェーデン・ルント市で行なった現地調査を基に、スウェーデン多文化社会の抱える問題点を考察する。

多文化社会への模索とその困難点

—— スウェーデンの現実に学ぶ ——

二十一世紀へむけての日本の針路を考えると、多文化社会の創造は間違いなく最重要課題の一つである。既に現時点でさえ、労働力不足を背景に外国人労働者問題は深刻化している。こうした一時的な外国人労働者のみならず移民や難民の数も今後さらに増加することが予想される。アイヌなどの少数民族をもちながらも、基本的には単一的な民族文化を共有してきた日本人にとって、移民との平和的共存は実に大きな試練といえよう。

移民の流入に伴った多文化社会の問題は、他の先進諸国でも重視されており、そうした国の先進的な試みに学ぶことは、多文化社会の建設へ模索している私達にとって意義あることであろう。特にスウェーデンの移民政策はその斬新さで世界的にも知られており、一般には高く評価されている。

スウェーデンには先住民のラップ人などの少数民族が存在するものの、スウェーデン人は極めてホモジニアスな民族である。しかしスウェーデンは第二次世界大戦以降、総計120万人もの移民を受け入れ、彼らの文化的アイデンティティに敬意を払う政策を作り上げた国で、多文化社会の建設という点からみて最先進国といえる。

スウェーデンの移民政策は制度としては、文句のつけようのないほど素晴らしい。無料のスウェーデン語講座、移民の子供への母国語教育制度、給料制の職業訓練学校、移民村制度など、移民のための様々なシステムが整えられている。また、一年以上滞在する者は国籍にかかわらず、「胎児から墓場まで」の充実した福祉制度の恩恵を得ることができる点も、見逃すことができない。

こうした優れた制度を見ると、スウェーデンは移民にとって天国であるはずと誰もが思う。しかしながら、1980年代以降は移民とスウェーデン人との間の摩擦が論じられるようになり、新しい社会問題としてクローズアップされてきている。

この小論文は、「未来への実験国」とまで称されるスウェーデンにおける移民政策の先進性に注目しながらも、さらに一步踏み込んで、よりソフトな側面、つまり移民政策の実際での適応、及び移民とスウェーデン人との交流・接触における問題点を明らかにすることを目的としている。1991年に春、夏二回にわたってスウェーデン・ルント市で行なった現地調査を基に、多文化社会スウェーデンの抱える問題点を考察したい。

1) スウェーデンへの移民の歴史の概要

スウェーデンは、他の諸外国からの移民 (immigrants) に関しては比較的 新しい国である。20世紀初頭まではスウェーデンは極貧国であり、増加しつつあった人口を支え切れずに、大量の移民 (emigrants) が特に北アメリカへと渡って行った。

他国からの移民の第一の波は、第二次世界大戦時に戦禍を逃れてフィンランドやポーランドから渡ってきた人々によって形作られるが、彼らの多くは一時的な滞在の後、スウェーデンを去っていった。

第二次世界大戦後には、状況は大きな変貌を遂げる。中立政策によって二つの大戦で戦禍を免れたスウェーデンは、被害の大きかった他のヨーロッパ諸国を後目に急激な経済成長を達成するのである。工業労働力の大幅な不足にともなって、外国人労働者の受け入れは急増の一途を辿ることとなる。特にスウェーデン経済が黄金期を向えた1960年代から1970年代前半にかけては、ユーゴスラビア、ギリシャ、トルコなどの南ヨーロッパ諸国、及び他の北欧諸国、特にフィンランドからの移民が著しく増加した。

しかしながら、スウェーデン経済にかけりの見え始めた1970年代半ばからは、スウェーデンへの移民の量・質ともに変化が起こってきた。経済的理由から移住してくる者の数は急減し、家族の再結合や政治的・人権的理由による移民が主体となってきたのである。この時期にラテン・アメリカからの政治的難民、中東の少数民族、特にアッシリア人やシリア人、クルド人などの難民が急増している。この傾向は1980年代になっても続いており、他の北欧諸国からの移民の割合は減少し続けているのに対して、北欧以外の地域、特にアジア・中東地域からの移民の割合は急増し、全体の3分の1を占めるまでになった。末尾にあげる表は、1989年12月31日現在における出身地別の移民数を表している。(表1参照)

1989年現在のスウェーデンの総人口は853万人であるから、実に10%が外国からの移民ということになる。スウェーデンに生まれ、スウェーデン国籍を持ちながらも、両親または片親が外国からの移民であり、社会的には外国人として扱われるケースもこれ以外にも考えられる。日本でも外国人労働者の問題が問われているが、日本とは比較にならないほど高い割合で外国人がスウェーデンへ移住してきていることがわかる。次に、これほど大量の移民を受け入れたスウェーデンにおける移民政策を制度的側面から、概括してみたい。

2) スウェーデンの移民政策の概要

スウェーデンは、「福祉の国」の名にふさわしい移民の受け入れ制度を確立している。それは、概して低所得層に属する移民の福祉政策である面ばかりでなく、移民のアイデンティ

ティを尊重するという面からも高く評価されるものである。1975年に採択された移民政策の基本原則は、平等・選択の自由・協調と連帯の三つであった。これは、1986年の国会においても再確認され、今日に至っている政策の基本原則である。特に、選択の自由という原則があげられている点は注目に値する。この原則のもとでは、民族的アイデンティティは個人的選択事項と見なされ、よって宗教的、言語的、民族的マイノリティには、各々の独自性を私的にも公的にも保持する権利が保証されるのである。このことは、スウェーデンが国の政策として多文化社会の建設に積極的な姿勢を持ち続けてきたことを明確に物語っている。

もちろん、後述するように、このような一見非の打ち所の無いようにみえる制度も、実際の運用においては予期された効果をあげていないものもあるし、またなによりも、制度だけではカバーできない側面がこの移民問題には存在していることも考察を要する点である。ここではまず、スウェーデンの移民政策の概要を簡単にまとめてみたい。

A) 同権政策

まず第一に注目すべき点は、スウェーデンに永住権を得た外国人は、市民権のあるスウェーデン人とほぼ同じ権利と義務を持っている。主な例外は、徴兵の義務と国会議員の選挙権がないことにすぎない。雇用政策、失業保険、社会保険や児童手当などの支給金、住宅、教育などすべての分野で外国人もスウェーデン人と同等の権利を保有している。さらに驚くことは、永住権を持っていなくても、一年以上の滞在を許可するビザを持ってさえいれば、教育ローンの借入れなど一部の権利を除いては、ほぼ同等の権利が保証されていることである。世界の最先端をいく高度に完成されたスウェーデンの福祉制度は、広く外国人にも開かれているのである。しかし、一年未満のビザしか保持していない外国人には、この原理は適応されず、上記の権利は大幅に制限されている。

選挙権に関しても、地方選挙では、3年以上スウェーデンに在住している外国人すべて選挙権のみならず、被選挙権をも保有することが1975年に決められ、翌年の選挙より施行されている。移民団体は、地方選挙のみならず、国政選挙でも外国人に選挙権を与えるよう要求を出している。地方選挙に限定されようとも、外国人に選挙権が与えられていること自体、特筆に値するものであり、スウェーデンの移民政策の先駆性を示している。

B) スウェーデン語講座

外国からの移民が、滞在国・移住国の言語をどの程度修得するかいうことは、移民の社会的適応の基本的なメルクマールの一つと言えよう。スウェーデン語はアングロ・サクソン系の言語であり、英語やドイツ語を母国語に持つ外国人にとっては比較的容易に修得が可能である。特にノルウェー語やデンマーク語とは極めて高い相似性があり、ノルウェー人やデンマーク人は特別に学習をしなくてもかなりの程度スウェーデン語を理解できる。しかし、それ以外の大多数の移民にとっては、スウェーデン語の修得は多大なエネルギーと時間を必要とする困難なプロセスである。フィンランドは北欧の一国であるが、スウェーデン語とフィンランド語とは語族が異なっている。1960年代から1970年代前半にかけて大量に移住してきたフィンランド人やユーゴスラビア人の存在は、スウェーデン語教育の制度的確立を促すこととなった。

スウェーデン語教育において驚くべき点は、講座が無料であるばかりか、講座に参加する

ことによって賃金、あるいは特別支給金が支払われることである。1973年に国会で承認された法律は、移民労働者は240時間ほどスウェーデン語の講座を受けることができ、その間、雇用者は100%の賃金を支払う義務があることを定めている。しかし、この制度は雇用者の側に大きな負担を負わせることになり、雇用者はスウェーデン語が堪能でない移民の採用を極力避けるという副次的効果が表れるようになった。

そこで、1986年には一種の妥協策として新しい制度が取り入れられている。スウェーデンへ移住してきた移民は、4-500時間のスウェーデン語「基礎コース」を受ける権利があり、それを修了した者はさらに「上級コース」を受けることができる。政府はこうしたスウェーデン語コースの内容とともに、コースを受講する移民への学習支給金など財政面での責任をうけもっているのに対して、地方自治体はこのコースの実際の運用にあたっている。「上級コース」は職業訓練学校でも開かれており、ここでスウェーデン語を学習する者にはさらに実質的な支給金が支払われている。

C) 通訳サービスの権利と情報へのアクセス

どんなに優れた福祉制度や移民を援助する制度があろうとも、外国語であるスウェーデン語で手続きや交渉をするのには限界がある。言葉がうまくできないために、意志の疎通が出来なかったり、誤解が生まれるといったケースも少なくない。こうした語学的ハンディを補うために、移民・外国人は公的機関においては、通訳を要求する権利があるし、地方自治体にはそれを手配する義務がある。地方自治体の役所での手続きや警察での取り調べにおいてはもちろんのこと、学校での父兄相談や病院での手術やお産に際しても、通訳は要求すれば無料で手配されるシステムになっている。

通訳の他にも様々な形で、移民のスウェーデンの制度の理解を深める試みがなされている。スウェーデンに移住して登録したすべての移民に、『スウェーデンに関するインフォメーション』という題の本が無料で配布される。この本はスウェーデン移民局によって作成されたもので、社会制度や移民の権利・義務などが詳細に説明されている。これはスウェーデン語のほかに、英語やポーランド語など15の外国語で出版されている。

また、移民向けの週刊新聞も重要な役割を担っている。この小新聞は国の財政的援助のもとに発行されているもので、現在のところ、英語版、フィンランド語版、セルボクラチア語版、スペイン語版、ギリシャ語版、ポーランド語版、及び平易なスウェーデン語版の7種類がある。選挙情報や税金の申告方法、法律の改正などの情報が移民に分かり易く載せられているほか、投書による相談コーナーも設けられており、多くの移民にとって貴重な情報紙となっている。

また、スウェーデンの放送局は「言語的、民族的小数派に対して、特別の配慮をする」法的義務を負っている。国営のラジオ放送局は幾つかの外国語による放送を行なっているし、テレビ局もフィンランド語、ギリシャ語、セルボクラチア語、トルコ語などで、主にニュースを放映している。

D) 反差別政策

スウェーデンの法律は差別や人種主義を厳しく禁じている。例えば、レストランやホテルは、人種や国籍を理由に客を拒否することは出来ない。日本では大きな問題となっている外

国人に対するアパートへの入居拒否も、法律によって禁止されている。また、スピーチや執筆によって、特定の移民グループであろうと移民一般であろうと、罵ったり馬鹿にしたりすることも、法律に触れる差別行為である。こうした差別行為を行なう者は、訴えられれば、罰金もしくは禁固の刑に罰せられるのである。

この反差別政策に関連してスウェーデンにユニークな制度に、差別オンブツマン制度があげられる。第三者的立場から問題の解決を図ろうとするオンブツマン制度は、スウェーデンでは長い歴史を持ち、今では幾つものオンブツマンが成立している。この差別オンブツマン制度は1986年より導入されたものであり、特に職場における差別についての相談機能や監視機能を果たしている。差別を受けたと思う者がこのオンブツマンに訴えを提出すると、そのオンブツマンは事実関係を調べ、当事者間に入って調停役を演じることになっている。これは画期的な制度と期待されたが、実際に運用してみるとオンブツマンの数に対して、訴えの数があまりにも多すぎてうまく機能しておらず、移民の評価もあまり高くない。

E) 移民の子供への教育

基本的には移民の子供もスウェーデンの教育システムの中で、スウェーデン人の子供と同じ教育を受けることになる。しかし、例外的に特に移民の子供に向けられたものに、母国語教育制度がある。これは多文化社会の建設という点から非常にユニークな試みであり、一考の価値があるであろう。これは、移民の子供のアイデンティティの喪失問題の解決とともに、移民とその子供との間の円滑なコミュニケーションを目的とするものであった。またこの背景には、異文化の健全な共存は社会的財産であるとの基本的な思想があった。

この制度は、両親、もしくは片親のいずれかがスウェーデン語以外の言語を母国語としている場合、その子供は親の母国語を学習する権利があるとするものである。小学校、中学校、高等学校のいずれも、このような生徒から申し出があった場合には、母国語学習のための特別な授業を開設するよう最大の努力を怠ってはならない。1990年までは、ほぼすべての生徒の要求を満たすよう努力するように指導されており、約60の言語の教育講座が開かれ、約3分の2の移民の子供がこの母国語教育を受けていた。しかし、1991年からは予算の大幅な削減によって、5人以上の希望者が同一言語で得られた時にのみ開設するという地域が多くなっており、開設言語の数も急減している。

ここ数年、スウェーデン国内ではこの母国語教育制度に対する批判の声が高まってきた。この制度への反対の論拠としては、1) この制度には莫大な予算が必要とされること、2) 移民の子供の他教科の学習、特にスウェーデン語の学習がおろそかになること、3) 母国語教育の効果が予期されたほどではないこと、などが挙げられる。

こうした声の高まる中で、政府は昨年この制度に対する予算を半減させ、抜本的な改革を地方自治体に要求した。この制度がすぐなくなることは考えにくいにしても、将来的にはさらに財政的締め付けが強まることが予想される。

3) 調査結果

このように見てくるとスウェーデンがいかに移民政策において先進的であるか、はっきりとしてくる。特に外国人に対する指紋押捺の是非が論議されているレベルの日本と比較した場合、その感は一層強いものである。こうした優れた政策のもとならば、移民とスウェーデ

ン人は友好的な共存をしているはずと考えるが、現実はその簡単ではないようである。

移民の多くはスウェーデン人やスウェーデン社会に極めて強いフラストレーションを抱いているようである。また、平等の原則に基づいた法律や制度にもかかわらず、実際には隠れた差別とも言うべきものによって、移民の多くはスウェーデン社会から排他されているということも無視できない現実である。こうした諸々の条件によって、多文化は存在するものの、それらの多くはスウェーデン文化に対抗・敵対する形をとっているといって過言ではないだろう。スウェーデン人も異文化を持ち込んできた移民に、良からぬ感情を持ちはじめていることも確かである。

こうした摩擦の現状とともに摩擦を引き起こしている原因を明かにするために、1991年春と夏の二回にわたって、現地での面接調査を行なった。面接の対象者は、1) ルント市に登録されている移民団体の役職者、2) ルント市の移民居住区域であるノラ・フェダレン地域に在住の移民、3) 移民政策の専門家であり、合計32名に面接をすることができた。同時にまた、86名の移民・外国人にスウェーデンの移民政策や移住後の満足度などを尋ねるアンケート調査も行なっている。このアンケート調査は、問題の性格上の困難さとともに予算や時間的制約から、アプローチできた移民の数が限られており、1) サンプルングは不可能であったこと、2) 解答数が少なかったことなどの欠点を持っている。こうした欠点を踏まえながら、あくまでも面接調査を中心に、アンケート調査結果をその補足的データとして活用して、考察を試みたい。

A) スウェーデン社会の民族階層

スウェーデンは、極めて平等性の高い国として知られている。確かに、行き届いた福祉制度や累進課税制度、また既に垣間みたように平等精神に基づいた移民制度などによって、経済的格差は比較的少ない国である。また、これには国のマジョリティを占めるスウェーデン人の同質性が高いことも、影響しているであろう。しかし、このことは、スウェーデン国内に在住の者すべてが、社会的に平等に扱われていることを意味するものではない。隠れた社会的ピラミッドとでも称すべきものが存在している。

このピラミッドでは、まずスウェーデン人を筆頭にして、デンマーク人やノルウェー人、アイスランド人やフィンランド人など北欧の国民が第一層を形成する。この層の間には社会差別はほとんど存在しない。とはいいいながらも、フィンランド人だけは、言語的にフィンランド語とスウェーデン語とは異なった語族に属すること、1960-70年代に移住してきたフィンランド人の多くは肉体労働者であったことなどから、スウェーデン社会から疎外されている場合もあり、面接した2-3のフィンランド人からは、厳しいスウェーデン社会批判がなされた。

この第一層に続くのは、欧米の先進資本主義国からの移住者である。その中でもアメリカからの移住者は、多くの場合専門的技能を買われて来ているのであり、社会的にも特に高い位置に属している。イギリス人やドイツ人、オランダ人やフランス人なども、スウェーデン社会の閉鎖性は認めるものの差別されているとはほとんど感じていない。イタリア人やスペイン人などの南ヨーロッパからの移民は、文化圏が異なっていることや歴史的に肉体労働者として移住してきたものが多いことなどから、スウェーデン社会に入り難く、差別されると感じる者もいる。

この層の下に形作られているのが、東欧やソ連など主として社会主義国から移住してきた人々の層である。歴史的にもポーランドやユーゴスラビアから数多くの移民がスウェーデンに移住しているが、今もなお社会的には下層に属している。

この他の地域からの移民はスウェーデン社会で最下層に属している。イランやイラクなどの中東地域やインド、ベトナムなどのアジア地域、エチオピアなどのアフリカ地域、ニカラグアやブラジル、チリなどの中南米地域など広範囲から移民は渡ってきているが、彼らの多くはかなり厳しい社会的・文化的摩擦を経験している。こうした地域からの人々にはスウェーデン人の偏見も強く、また宗教的・文化的溝も相当に大きなものがある。

日本人はこの中では例外的存在といえる。スウェーデンに移住している日本人の多くはスウェーデン男性と結婚している女性か、短期滞在のビジネスマンや研究者であることが、大きな差異を生んでいるし、日本の経済的成長も少なからずの影響を及ぼしているようである。スウェーデン在留の日本人は第二層の外国人らと同程度にスウェーデン社会に受け入れられているといえる。

アンケート調査の結果からこの階層ピラミッドの存在を分析してみよう。全体を欧米先進資本主義国からの移民と東欧諸国、及び発展途上国からの移民に二分して、前者をAグループ、後者をBグループとしよう。Aグループでは差別されていると感じている者は、48名中1名(2%)、時々感じている者は9名(19%)、差別されていると感じていない者は35名(73%)であった。これがBグループでは、差別を感じている者は38名中8名(21%)、時々感じている者は19名(50%)、感じていない者は10名(26%)であり、歴然とした差が伺える。

B) 静かなる差別

移民、特に欧米以外からの移民の多くが差別されていると感じていても、明瞭な形で差別が存在しているわけではない。前述のように制度上は差別的要素はほとんど見あたらないし、差別語を通じて差別が行なわれるわけでもない。表面上は全くと言っていいほど差別は存在していないのである。発展途上国から来た者も、旅行者として短期に滞在するのであれば、スウェーデンの差別構造を感じることはないかも知れない。スウェーデンでの差別は静かで、隠蔽されている。

例えば就職において、発展途上国や東欧からの移民がホワイトカラーの職に就いているケースは極めて稀である。スウェーデンはヨーロッパの中でも比較的失業率の低い国であり、選ばなければ職に就くことは困難なことではない。しかし、ホワイトカラーの職には特別のルールが存在するようである。実際に面接した発展途上国や東欧からの移民15名の中で、正規にオフィスワーカーとして雇用されているのは僅かに1名であった。その人も来年で契約が切れるため、その後に向けての就職活動をしている有様であった。

そのためか、発展途上国や東欧からの移民の現在の仕事に対する満足度も低い。アンケート結果から仕事への満足度を調べてみると、Aグループの移民は48名中23名(48%)が大変満足していると答えたのに対して、Bグループの移民は38名中9名(24%)が満足していると答えるにとどまった。

これほど平等精神に基づき制度がありながら、どうして発展途上国や東欧からの移民はホワイトカラーの職から除外されるのであろうか。これには幾つかの要因が考えられる。まず第一に挙げられるのは、スウェーデン語の未熟という点であろう。特にスウェーデン人はこ

れが中心的理由であり、差別というより、移民の勉強不足が問題であると強調する。しかし、これだけが主要因とは考え難い。発展途上国や東欧からの移民の中には10年以上も滞在している者も多く、オフィスワークにおいても言葉の問題はほとんど考えられない場合も相当にあるからである。もし、言葉だけが主問題であるなら、移民は言葉の上達とともに社会階層ピラミッドを登り上がっていくはずである。また、2世や幼くして移住してきてスウェーデンの学校教育を受けた者などは、ほとんど差別なく扱われるはずであるが、これは現実とは異なるようである。

次に挙げられる要因は、移民のスウェーデン社会のネットワークの欠如である。スウェーデン社会には表面には出ないものの相当に重要な意味を持つ情報のネットワークが存在する。これは親族関係、友人関係、近隣関係、教会礼拝者の人間関係などを基に築かれているスウェーデン人同士の情報交換ルートである。確かにスウェーデン人のパーティはスウェーデン人のみで開かれる場合が多いし、外国人が呼ばれている時もたいていは西ヨーロッパや北アメリカからの人である。スウェーデンの国教はルーテル派プロテスタントであるが、毎週日曜日に開かれる教会礼拝への参拝者は、異様なほどにスウェーデン人のみで構成されている。当然のことながら、教会をベースにした人間関係もスウェーデン人同士間に限定されていることになる。

実はこうしたパーティや教会活動を通じた人間関係が、就職、特にホワイトカラーの職への就職には極めて大きな意味を持つのである。上級職になればなるほど実質的には求人はこのネットワークを通じて行なわれる。このスウェーデン人コミュニティに属していなければ、求人が行なわれていることさえわからない。スウェーデン人であってもアルコール依存症などの場合にはこのコミュニティからは外されている。このネットワークに属していることが身分証明的役割も果たしているのである。このネットワークからの情報を得れない者が職業紹介所に足を運ぶのであり、そこには往々にしてブルーカラーの職の求人しかないのである。就職情報のみならず、選挙活動や政党活動などに関する重要な情報もこのネットワークを通じて流されることとなる。

残念ながら多くの移民、特に東欧や発展途上国からの移民は、こうした重要な情報を得ることができないのである。「受動的自己隔離」(Passive Self-Segregation) とでも言うべきプロセスによって、移民の多くは同じ文化と言語を共有するもの、つまり同じ国・地域からの移民によるコミュニティを作り、スウェーデン社会に入り込もうとしない。また同時に、スウェーデン社会も彼らが入り込むのを極度に嫌がるのである。これにはスウェーデン人が社会的でないという国民性の問題も多分に影響しているであろう。この結果、移民の住む世界とスウェーデン人の住む世界とは全く別ということになる。驚くことに、面接した東欧や発展途上国からの移民の中で、スウェーデン人と結婚しているケースを除けば、「挨拶を交わす以上の親しい友人関係」をスウェーデン人と持っている者は皆無であった。

アンケート調査で、「社会生活のなかで最も親しくつき合っている人の国籍を3つ記入せよ」という質問を設けた。東欧や発展途上国からの移民のなかで、スウェーデン人を第一に挙げた者は8名(21%)、第二に挙げた者は12名(32%)、第三に挙げた者は4名(11%)であった。興味深いのはスウェーデン人を挙げていない者が14名(37%)もいたことである。国民の90%がスウェーデン人の国に住みながら、ほとんど交流を持っていない者がこれほど多いのには驚かされる。また、スウェーデンで生活する上での困難点として、スウェーデン

人が社交的でないことを挙げた者が21名（55%）もいたことも、私達の注目を引く。

このように、移民みずからスウェーデン社会に入り込もうとしないこととともに、スウェーデン人も彼らを出来得るだけ除外しようとするることによって、移民が周辺に置かれ、情報源から遠ざけられ、結果として差別されることとなる過程の把握は、スウェーデンでの移民問題を考える上で重要である。この点においては、スウェーデン人には差別しているという感覚は全くないし、移民も差別されていると感じながらも、具体的には何が問題なのかかわからない者が多いのである。

もちろん、もっと積極的な形で差別が行なわれている場合もある。スウェーデン人コミュニティの存在について述べたが、現在のところホワイトカラーの職場もスウェーデン人コミュニティそのものなのである。このコミュニティを守ろうとする努力がなされているのも事実である。面接した移民の中には、40以上もの手紙を企業に出しながらも、企業面接さえなかなか許されなかったと嘆いている者がいた。彼は、まず第一に移民とはっきりわかる名前が問題とされているのだという。しかし、これは確かめることは困難である。企業は他の問題点を挙げて、これが差別にあたらないことを強調するだろう。

現在裁判となっているケースに、次のようなものがある。こうした企業の対応に憤慨した移民が、同じ履歴書を片方は移民と分かる名前を使い、もう一方は明かにスウェーデン人とわかる名前ですべて就職に応募した。同じ履歴書であることを見落としたようで、その企業はスウェーデン人名の応募者には面接を認め移民名の応募者は落してしまっただけなのである。明かに移民を嫌っている企業の態度がわかる事例である。

しかし、多くの場合はそれが差別によるものなのかどうか、はっきりしないのである。スウェーデン人も企業も差別とは認めないであろうし、また実際に差別しているとは思っていないであろう。しかし、スウェーデンには厳しいルールが存在し、東欧や発展途上国からの移民が抜穴を見つけて、社会の階段を駆け上がるのは不可能に近い。これがスウェーデンの静かなる差別なのである。

4) 社会化政策の必要性

以上考察したように、スウェーデンは制度としては世界最高水準のものを持ちながらも、実際においては、スウェーデン人と移民との交流は限られており、特に東欧や発展途上国からの移民は「静かなる差別」に苦しめられている。最近になって、スウェーデン人と移民との対立が「静か」な状態にとどまらず、徐々に「熱く」なっているのは、心配な現象である。北欧の寒くて厳しい気候、スウェーデン人の非社交的気質、慣れない食生活などをあからさまに批判する移民は少なくないし、スウェーデン人のなかにも、犯罪の増加や経済的停滞を移民のせいにして、反移民の感情を表す者も出てきた。スウェーデン人にとって移民は得体の知れない存在であり、彼らは一種の恐怖感さえ抱くようになったとって過言ではないだろう。

心情的な対立は、今後とも大きくなって行くように思われる。スウェーデン人の差別感情も少しずつ顕著になるだろう。スウェーデンの優れた政策をもってしても解決し難い問題の深刻さを改めて思い知らされるようだ。

スウェーデンの状況を考察して分かることは政策の充実とともに、移民との社会的交流がいかにかまうかという点が重要であることだ。移民がスウェーデン社会の中に入り込む

努力が、双方の側でなされない限り、問題は深刻化していくであろう。より健全な形での多文化社会の建設のためには、スウェーデン人と移民とが共に活動出来るような団体作りなどによる相互交流が必要とされるだろう。移民の社会化 (Socialization) とともに、スウェーデン人の社会化も求められているのである。

人権政策の後進国・日本がスウェーデンの先進的な政策に学ぶ点が多い。日本は謙虚にそうした政策を吟味し、迅速な導入を実行する必要があるだろう。しかし、スウェーデンでのさらに深刻化する問題を垣間見ると、単純な政策の変更や導入だけで移民との平和的共存ができると考えるのは早計すぎるとわかる。お互いに火花を散らしながらの一步一步の歩み寄り、その苦悩の過程こそが多文化社会構築のための不可欠な条件といえようか。その過程の中から、日本人の社会化、移民の社会化が徐々に達成されていくのであろう。国際化のさらに進みつつある今、この問題から目を逸すことはできない。新しい社会規範と人間関係を築き上げる勇気が求められている。

表1 出身地別移民数 (1989年現在)

出身国	外国生まれ		スウェーデン生まれ 外国国籍	全 体
	スウェーデン国籍	外国国籍		
北欧諸国	174,175	144,209	45,821	364,205
フィンランド	128,339	92,158	31,503	252,000
ノルウェー	22,669	27,448	6,930	57,047
デンマーク	22,854	20,834	6,735	50,423
他のヨーロッパ諸国	125,393	88,971	23,989	238,353
ユーゴスラビア	13,190	28,343	11,371	52,904
ドイツ (西)	27,308	9,413	3,035	39,756
ポーランド	20,401	13,522	1,353	35,276
ハンガリー	12,017	28,711	195	14,923
ギリシャ	8,227	4,966	1,609	14,802
イギリス	3,303	7,520	1,661	12,484
エストニア	11,987	288	2	12,277
チェコスロバキア	6,732	1,507	96	8,335
ルーマニア	2,780	4,609	147	7,546
オーストリア	4,604	1,970	798	7,372
イタリア	2,994	2,948	992	6,934
スペイン	2,498	2,339	485	5,322
アフリカ	9,661	13,579	1,250	24,490
エチオピア	2,489	5,676	384	8,549
北 米	9,088	8,968	1,789	19,845
アメリカ合衆国	6,817	5,789	1,460	14,066
南 米	17,422	24,384	353	42,159
チ リ	7,383	18,909	195	26,487
アジア	50,146	83,658	11,782	145,586
イラン	3,090	32,794	2,097	37,981
トルコ	6,876	17,095	7,341	31,312
レバノン	3,224	9,050	472	12,746
インド	6,998	1,712	153	8,868
イラク	2,412	5,468	552	8,432
韓 国	7,546	522	31	8,099
ベトナム	3,294	2,048	157	5,499
シリア	2,382	2,703	201	5,286
ソ 連	5,159	1,901	59	7,119
全 体	391,641	366,813	89,235	847,689

(出典: "Statistisk Årsbok 1991", Statistiska Centralbyran, 1991)

注

本稿は、トヨタ財団研究助成による調査研究の成果の一部である。

参考文献

- Liebkind, K. (ed.), "New Identities in Europe", Gower, 1989
Lithman, E. L., "Immigration and Immigrant Policy in Sweden", The Swedish Institute, 1987
Milner, H. "Sweden-Social Democracy in Practice", Oxford University Press, 1990
Rex, John, D. Joly & C. Wilpert (eds.), "Immigrant Associations in Europe". Gower, 1987
Statens Invandrarverk, "Information About Sweden", Statens Invandrarverk, 1990
Statens Invandrarverk, "Sweden-A General Introduction for Immigrants", Statens Invandrarverk, 1986
Wilpert, C. (ed.), "Entering the Working World", Gower, 1988
スウェーデン社会研究所 (編), 『スウェーデンハンドブック』, 早稲田大学出版部, 1987年